

仙台市の社会人経験者採用試験は、いわゆる氷河期世代の方も受験可能な試験となっており、受験資格としている職務経験については週30時間以上の勤務を1年以上継続していれば、アルバイトや派遣など非正規の場合も該当します。

令和6年4月17日
仙台市人事委員会

令和6年度 仙台市職員採用試験案内《社会人経験者》

仙台市では、民間企業等での職務経験を通して培った能力を仙台市のまちづくりに活かしたいという意欲にあふれ、即戦力として活躍できる人材を求めています。

【今年度の主な変更点等】

- 新たに「情報」の試験区分を設けました（詳細は、2ページ「2.受験資格」及び9ページ「受験資格に関するQ&A」をご確認ください。）。
- 第一次試験合格者への郵送による通知は行いません（詳細は、5ページ「5.合格発表」をご確認ください。）。

第一次試験日 **令和6年6月16日（日）**

申込受付期間 **4月17日（水）10時～5月13日（月）17時**

【電子申請】

※上記期間内にみやぎ電子申請サービスに到達したもののみ有効です。

この試験は、主として令和7年度の採用候補者を決定するために行うものです。

注意事項

- ・6月16日（日）に実施する採用試験において、申込みできる試験の種類・試験区分は一人につき一つに限ります。複数の申込みを確認した場合、**最初に到達した申込み以外は全て無効となります**ので、あらかじめご了承ください。
- ・申込みは、電子申請のみ（郵送不可）で、**インターネットに接続したパソコンで行ってください（スマートフォン、タブレット端末、携帯電話等からの申込みはできません。）**。
- ・上記申込受付期間外の申込みについては、いかなる理由があっても認めません。**締切直前に回線の不具合等により申込みできないこともありますので、お早めに申込手続きを行ってください。**
- ・採用試験の内容が変更される場合等には、仙台市ホームページ「仙台市職員採用試験情報」上で告知するほか、みやぎ電子申請サービス（auto-miyagi@elg-front.jp）からメールにて通知しますので、随時確認してください。

1. 試験の種類・試験区分、採用予定人員及び職務概要

試験の種類・試験区分	採用予定人員	職務概要
社会人経験者	事務	40名程度 本庁各局、区役所、水道局、交通局、ガス局、市立病院、教育委員会事務局等、市政のあらゆる分野において、施策立案、税務、ケースワーク、窓口業務等の様々な行政事務に従事します。
	情報	5名程度 まちづくり政策局をはじめ、様々な業務分野において、デジタルを活用した企画立案、業務推進及び人材育成、庁内各種システムの開発及び運用等に関する業務に従事します。
	土木	10名程度 都市整備局、建設局、区役所、水道局、ガス局、交通局等において、道路・公園・下水道・河川・水道・ガス・地下鉄等の各事業に関する建設・改修工事の設計積算・監督、施設の維持管理や、都市計画・交通計画の策定・実施等の土木専門業務に従事します。
	建築	5名程度 都市整備局、区役所、交通局等において、建築物等・都市景観に関する審査・助言・指導、市有建築物の設計・工事監督等の建築専門業務に従事します。
	機械	5名程度 環境局、都市整備局、建設局、区役所、水道局、ガス局、交通局等において、清掃工場、下水浄化センター、浄水場、ガス、地下鉄等施設の機械・電気設備や学校、市立病院その他の市有建築物の附帯設備の設計・工事監督・運転・監視・維持管理等の専門業務に従事します。
	電気	5名程度

- ◇ 採用予定人員については、新規事業計画等により変更することがあります。
- ◇ 表中に記載されている試験の種類・試験区分のうち、いずれか一つを選んで申し込んでください。

2. 受験資格

次の(1)から(3)までの要件を満たす人。ただし、申込時点において、仙台市職員（任期の定めのない正職員）(※)である人を除く。

※ 教育委員会や各公営企業に採用された職員（仙台市立学校の教職員や仙台市交通局の高速鉄道運輸職員等）も含まれます。

(1) 次のいずれかに該当する人

- ア 日本国籍を有する人
- イ 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

※ 日本国籍を有しない人は、採用後、担当できる職務等に制限があります。

(8ページ下「10. 日本国籍を有しない職員の担当職務について」を参照してください。)

(2) 地方公務員法第16条に定められている次のいずれにも該当しない人

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 仙台市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

(3) 下表の年齢及び職務経験等に該当する人

年 齢	職 務 経 験 等
昭和 38 年 4 月 2 日から 平成 7 年 4 月 1 日まで に生まれた人 (※1)	直近7年（平成29年5月1日から令和6年4月30日まで）中に通算4年以上の職務経験を有する人（令和6年4月30日現在） ※試験区分が事務以外の場合は、下記の専門性を有する職務経験又は資格等を有する人に限ります。
	情報 <ul style="list-style-type: none"> 1. 次のいずれかの職務経験 <ul style="list-style-type: none"> ①プロジェクト管理 ②IT技術者 ③ITコンサルタント ④WEBサービス・制作等情報に関連した業務 2. 独立行政法人情報処理推進機構が実施する基本情報技術者試験（レベル2）以上の試験又はそれと同等以上の試験に合格していること(※4)及び直近7年中通算4年以上の職務経験(※2)
	土木 <ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの職務経験 <ul style="list-style-type: none"> ①土木工事の設計又は施工管理 ②市街地開発事業その他の都市計画に関する土木に係る計画業務
	建築 <ul style="list-style-type: none"> 1. 次のいずれかの職務経験 <ul style="list-style-type: none"> ①建築一式工事(木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造による建築物に係るものに限る。)の設計又は施工管理 ②市街地開発事業その他の都市計画に関する建築に係る計画業務 ③建築物の確認又は検査 2. 一級建築士の資格及び直近7年中通算4年以上の職務経験 (※2)
	機械 <ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの職務経験 <ul style="list-style-type: none"> ①施設等(※3)の機械設備工事の設計又は施工管理 ②施設等(※3)の機械設備の運転・監視又は維持管理
	電気 <ul style="list-style-type: none"> 1. 次のいずれかの職務経験 <ul style="list-style-type: none"> ①施設等(※3)の電気設備工事の設計又は施工管理 ②施設等(※3)の電気設備の運転・監視又は維持管理 2. 第一種又は第二種の電気主任技術者の資格及び直近7年中通算4年以上の職務経験 (※2)

※1 「仙台市職員の定年等に関する条例」の規定により定年を段階的に引き上げていることに伴い、受験資格のうち年齢の要件を一部変更しています。

※2 **有資格者の場合でも、直近7年中通算4年以上の職務経験は必要です**（ただし、職務の内容は、「情報」「建築」「電気」の各区分において指定する専門性を有する業務に限りません。）。

※3 戸建て住宅等の小規模なものを除きます。

※4 詳細は仙台市ホームページ「仙台市職員採用試験情報」（10ページ参照）に掲載しています。

◇ 職務経験について ※9～10 ページに「受験資格に関するQ&A」を掲載しています。

- 1 「職務経験」には、会社員、自営業者、アルバイト、パートタイマー、公務員等として、**週30時間以上の勤務(就業規則等で定められた勤務時間。残業時間を除く。)**を1年以上継続して勤務した経験が該当し、これらの職務経験期間が、**直近7年(平成29年5月1日から令和6年4月30日まで)中に通算4年以上**あることを要します(1か月未満の日数は、30日を1か月として計算します。)
- 2 JICA(独立行政法人国際協力機構)が実施するJICA海外協力隊等における奉仕活動、又は人事委員会がこれに準ずると認める国際貢献活動で、2年以上継続した活動も、職務経験とみなします(訓練、研修その他の準備行為の期間は除きます。)。この場合、週当たりの従事時間は問いません。
- 3 複数の職務経験がある場合は通算することができますが、同一期間に複数箇所勤務した場合は、通算できるのはいずれか一つの職務経験のみです。
- 4 休業等(傷病休暇、育児休業等)のために業務に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その期間は職務経験には通算できません(産前産後休業の期間は通算できます。)。この場合、当該休業等に引き続く前後の勤務期間は職務経験に通算できます。
- 5 同一の雇用者に実態として1年以上継続して雇用されながら、契約更新を繰り返す有期雇用契約などにより、更新に際し空白期間(1年につき7日間以内に限る。))が設けられた場合、空白期間の前後の従事した期間を合算した場合にその期間が1年以上であれば、その期間を職務経験に通算することができます。

※最終合格発表後に、職務経験期間の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。

3. 試験の日時・会場

試験		日時	試験会場(予定)
第一次試験	筆記試験 ・教養試験 ・論述試験	6月16日(日) 9時50分～15時30分頃	東北学院大学五橋キャンパス 又は立教大学池袋キャンパス5号館
	面接試験 適性検査	7月20日(土)、21日(日)の いずれか1日を指定	市役所庁舎等
第二次試験	面接試験	8月17日(土)から19日(月)の いずれか1日を指定 ※日程等の詳細については、第一次 試験合格者に通知します。	

◇ 第一次試験・面接試験及び適性検査について

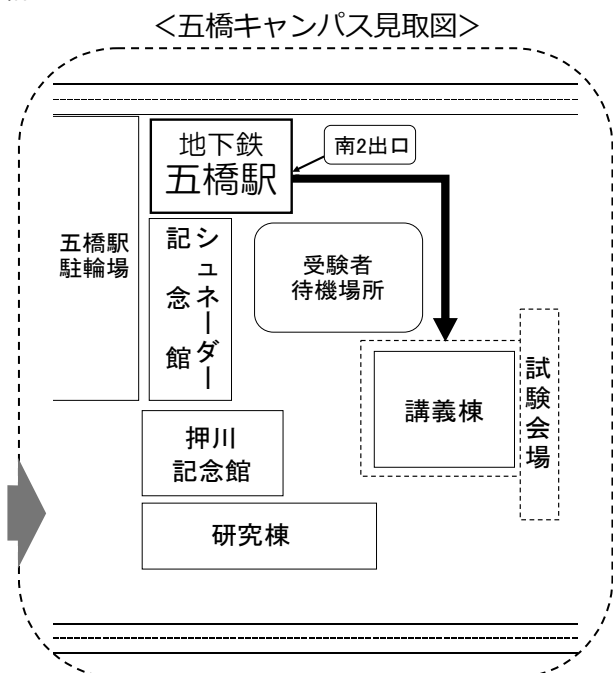
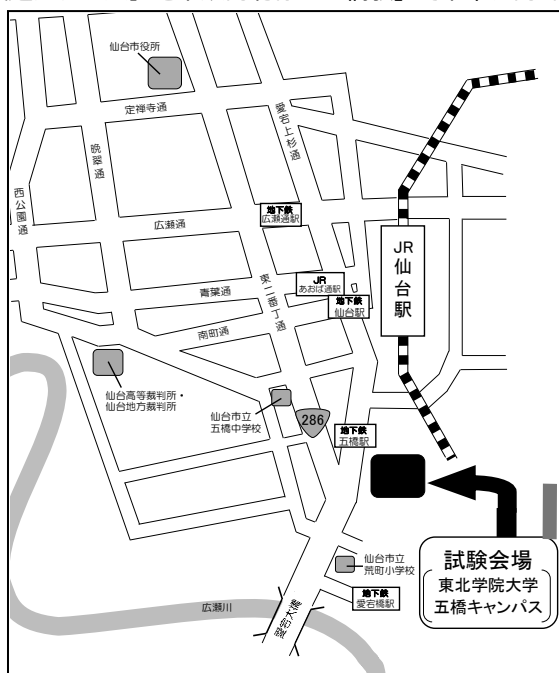
6月26日(水)午前10時頃、第一次試験・面接試験及び適性検査対象者の受験番号及び日程等の詳細について仙台市ホームページ「仙台市職員採用試験情報」(10ページ参照)に掲載します。対象者となった方、対象とならなかった方いずれにも、通知は行いません。必ずホームページか電話で結果を確認してください。

【参考】第一次試験会場案内図

※ 試験会場は変更になる場合があります。受験票で指定しますので、必ず確認してください。

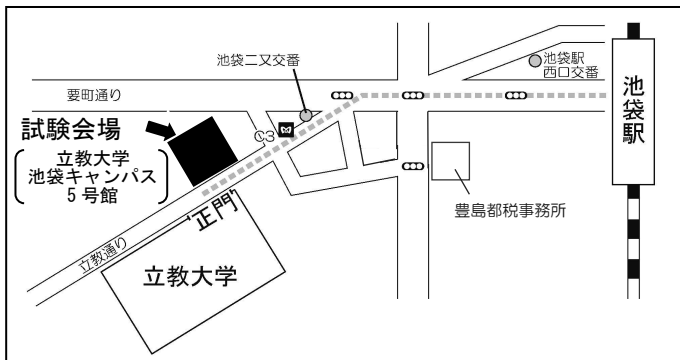
○東北学院大学 五橋キャンパス【仙台会場】(仙台市若林区清水小路3-1)

【交通アクセス】地下鉄南北線「五橋駅」で下車、南2出口直結。



○立教大学 池袋キャンパス5号館【東京会場】(東京都豊島区西池袋三丁目34-1)

【交通アクセス】JR線・東武東上線・西武池袋線・東京メトロ丸ノ内線/有楽町線/副都心線「池袋駅」で下車。
西口より徒歩約7分。



【来場の際の注意】

- 駐車場がありませんので、**自家用車で来場はできません。**
- 渋滞の原因となりますので、**自家用車で送迎はご遠慮ください。**
また、**試験会場近辺への路上駐車や近隣の商業施設・公共施設等への駐車は絶対にしないでください。**
- 東北学院大学五橋キャンパス内の駐輪場は使用できません。**自転車でお越しの場合は、近隣の有料駐輪場を使用してください。試験会場近辺への路上駐輪や近隣の商業施設・公共施設等への駐輪は絶対にしないでください。**
- 試験会場へは時間に余裕をもってお越しください。

4. 試験の方法

(1) 試験の内容・配点

試 験		内 容	配 点
第一次 試 験	教養試験	公務員として必要な一般教養についての五肢択一式による筆記試験 (120分・40問)	100
	論述試験	社会人として想定される仕事上の事例に関する小問(3つ)について、 それぞれ300~400字程度で記述するもの(90分) ※教養試験の成績により、採点されない場合があります。 【評定項目】分析力・問題発見力、判断力・論理性、提案力、 表現力・国語力等	100
	面接試験	個別面接 【評定項目】積極性、堅実性、コミュニケーション力・受容性・協調性、 表現力・理解力・判断力、職務経験内容等	600
	適性検査	性格適性又は職務適性についての心理学的検査	○
第二次 試 験	面接試験	個別面接(自己PRを含む) 【評定項目】積極性、堅実性、コミュニケーション力・受容性・協調性、 表現力・理解力・判断力、職務経験の有用性	500

- 1 第一次試験・面接試験対象者は、6月16日(日)に実施する筆記試験の成績により決定します。
- 2 **上の表の「試験」欄に記載のいずれかの試験において一定の合格基準に達しない方は、他の試験の成績に関わらず不合格となります。**
- 3 適性検査は、第一次試験・面接試験の際に受検していただき、その結果を第二次試験・面接試験の参考資料として取り扱います。
- 4 第二次試験は第一次試験の合格者に対して行います。また、最終合格者は第二次試験の結果により決定します。

(2) 教養試験(五肢択一式)の問題数・出題分野

問題数・出題分野	
必須解答 (40問)	社会科学、社会事情等の知識問題及び文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等の知能問題

- ※ 教養試験の例題を仙台市ホームページ「仙台市職員採用試験情報」(10ページ参照)に掲載しています。また、市政情報センター、宮城野区情報センター、若林区情報センター、太白区情報センター及び仙台市東京事務所で閲覧することができます。
- ※ 過去に出題された筆記試験の問題は公表していません。

5. 合格発表

発 表 日 時		掲 示 場 所
第 一 次 試 験	7月29日（月）午前10時	仙台市役所本庁舎東側掲示板
最 終 発 表	8月28日（水）午前10時	

- ◇ 同日午前10時以降、**仙台市ホームページ「仙台市職員採用試験情報」**（10ページ参照）に合格者の受験番号を掲載します。また、人事委員会事務局で電話による合否の照会を受け付けます（電話 022-214-4457）。
- ◇ **第一次試験の合格者への郵送による通知は行いませんので**、合格を確認した方は**仙台市ホームページ「仙台市職員採用試験情報」**（10ページ参照）から速やかに第二次試験受験要領等を確認してください。
- ◇ 最終合格者には通知を郵送しますが、発表後4日たっても届かない場合には、人事委員会事務局に照会してください。
- ◇ **最終合格者には、最終合格発表後に、職務経験期間を確認するため、勤務先等が発行する職歴証明書や確定申告書（自営業の場合）等を提出していただきます。なお、職務経験期間が確認できない場合には、採用されません。**
- ◇ 受験資格を満たしていない場合又は申請内容や提出書類の記載事項に事実と異なる記載があった場合には、試験に合格しても採用される資格を失うことがあります。
- ◇ この試験に係る個人別成績については、受験者本人からの請求により開示することができます（下表参照）。

対 象	開示内容	期 間	申 込 方 法
第一次試験の不合格者	第一次試験の教養試験の粗点・得点、論述試験及び面接試験の得点、順位並びに総合得点	7月29日から 8月29日まで (消印有効)	仙台市ホームページ「仙台市職員採用試験情報」より「個人別成績開示請求書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、下記の書類を添付して人事委員会事務局に提出してください。 ①受験票（成績を通知する際に返却します） ②顔写真付き身分証明書の写し（運転免許証、旅券など） ③あて先に請求者の住所・氏名を記載し、434円分の郵便切手を貼付した返信用封筒（長形3号）
第二次試験の不合格者	第二次試験の面接試験の得点、順位及び最終得点	8月28日から 9月28日まで (消印有効)	※送付用の封筒に「成績開示請求」と朱書きし、簡易書留などの確実な方法で提出してください。 【提出先】〒980-8671（住所不要） 仙台市人事委員会事務局任用課

6. 給与・勤務条件等

(1) 給与

初任給（※）は、大学卒業直後に民間企業で正社員として一定期間勤務し、その後に採用された場合、地域手当を含め、下表のとおりです（令和6年4月1日現在）。なお、学歴や職歴によっては、この額に一定の基準に基づいて加算された金額となることがあります（ただし、条例により定められた上限額があります。）。

また、**給与は、下記のほか、期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等がそれぞれの支給要件にしたがって支給されます。**

民間企業における勤務期間	初任給（地域手当を含む。）	
	事 務 ・ 情 報	左記以外
民間企業 8年（採用時30歳）	約250,600円	約265,800円
民間企業13年（採用時35歳）	約273,200円	約288,000円
民間企業18年（採用時40歳）	約295,900円	約311,700円
（参考）4年制大学新卒（採用時22歳）	約213,200円	

※ 「職員の給与に関する条例」の規定により、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、給料月額は、適用される給料表の級・号俸に応じた額の7割となります。

(2) 勤務時間

原則として、週休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は60分。一定の範囲内での時差出勤の制度があります。）です（1週間当たり38時間45分）。ただし、勤務場所によって異なる場合があります。

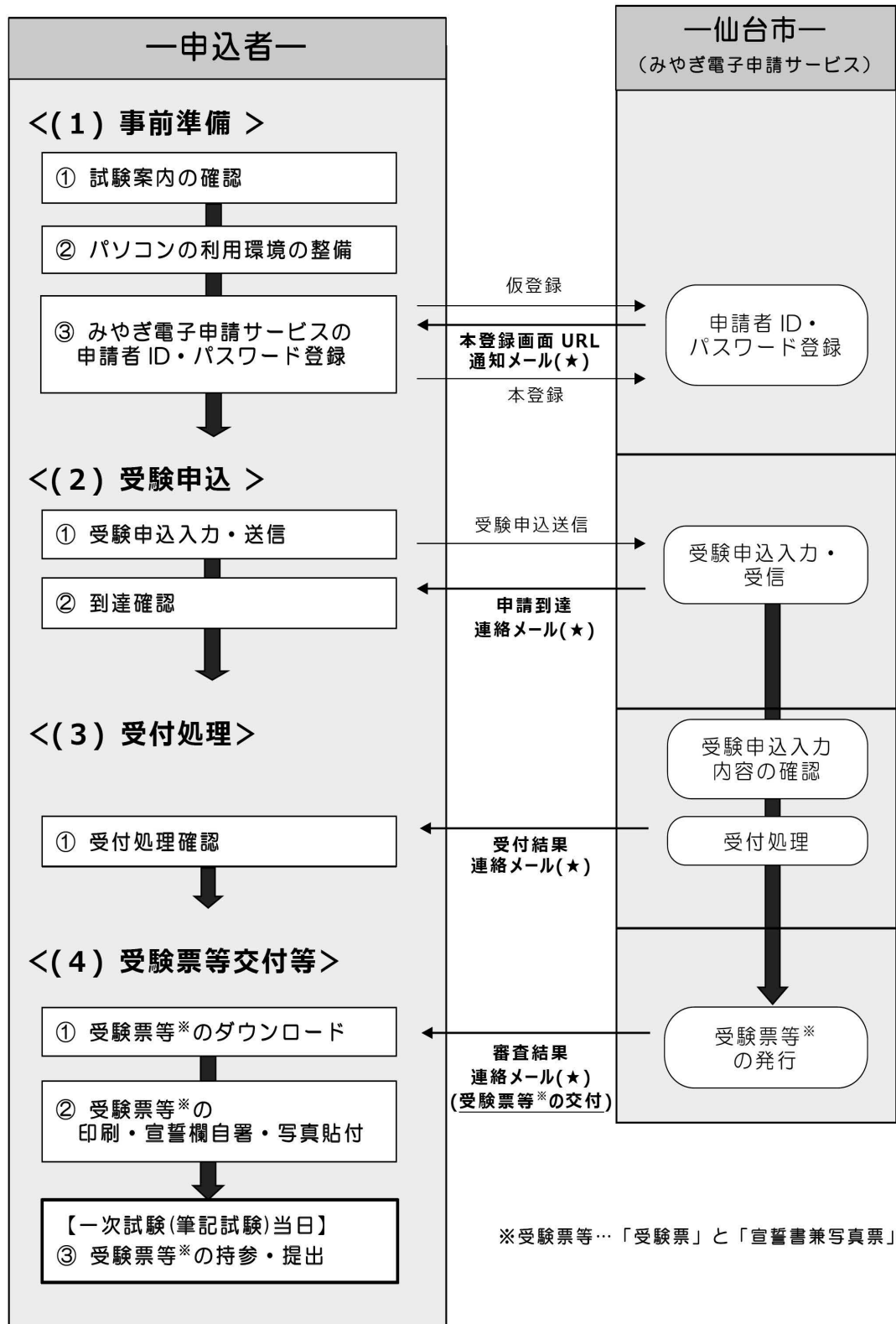
(3) 休暇

1年間に20日の年次有給休暇や、結婚休暇、産前・産後休暇、配偶者出産補助休暇、育児参加のための休暇、育児休業、育児時間、育児短時間勤務、子の看護休暇、要介護者の介護や不妊治療のための休暇等の制度があります。

7. 受験申込方法

※受験申込フォームは、仙台市ホームページ「仙台市職員採用試験情報」の「令和6年度仙台市職員採用試験受験申込」からアクセスできます。

受験申込手続きの流れ（フロー図）



(★) 受験申込手続きについて、みやぎ電子申請サービスから、計 4 通のメールが送付されます

みやぎ電子申請サービスのメールアドレスは「auto-miyagi@elg-front.jp」ですので、当該メールアドレスを受信できるように、事前にご準備ください。

以下の内容は、仙台市ホームページ「仙台市職員採用試験情報」に掲載している「令和6年度 仙台市職員採用試験受験申込ガイド」の抜粋になりますので、必ずホームページにて「受験申込ガイド」をご一読の上、受験申込を行ってください。

(1) 事前準備

① 試験案内の確認

試験案内は仙台市ホームページ「仙台市職員採用試験情報」に掲載しているほか、仙台市役所本庁舎2階市政情報センター、仙台市役所二日町分庁舎、各区役所（青葉区役所、宮城野区役所、若林区役所、太白区役所、泉区役所）等で配布しています。

② 利用環境の整備

「みやぎ電子申請サービス」を利用するには、事前に動作環境の確認や Web ブラウザの設定が必要になりますので、必ず事前に設定を行ってください。

③ 「みやぎ電子申請サービス」の申請者 ID・パスワード登録

登録の際に取得した申請者 ID、パスワードを忘れると受験申込入力・送信や受験票等の交付が受けられませんので、必ず控えておいてください。

(2) 受験申込

① 受験申込入力・送信

受験申込期間中に（1）③で登録した申請者 ID とパスワードでログインし、インターネットに接続されたパソコンで受験申込フォームに必要な事項を入力し、送信してください。送信が完了すると、「到達番号」と「問合せ番号」が画面に表示されるので、必ず控えておいてください。

※ 申込みはインターネットに接続されたパソコンに限ります。スマートフォン等では申込みできません。

※ 6月16日（日）に実施する採用試験において、申込みできる試験の種類・試験区分は一人につき一つに限ります。**複数の申込みを確認した場合、最初に到達した申込み以外は全て無効**となりますので、あらかじめご了承ください。

※ 申込受付期間外の申込みについては、いかなる理由があっても認めません。お早めに申込手続きを行ってください。

② 到達確認

受験申込入力を送信後、登録したアドレス宛に「申請到達連絡メール」（自動で送信されます。）が届きますので必ず確認してください。受験申込から第一次試験（筆記試験）までの間は、「みやぎ電子申請サービス」に定期的にログインし、連絡等が届いていないか確認してください。

(3) 受付処理

① 受付処理確認

人事委員会事務局で、「みやぎ電子申請サービス」で受信した受験申込の入力内容の確認を行い、受付処理を行います（土日祝日を除き、おおむね3日以内に行います。）。なお、入力内容に間違いや疑義等があった際は、人事委員会事務局から連絡して確認する場合があります。

受付処理が完了すると、登録したアドレス宛に「受付結果連絡メール」が届きますので必ず確認してください。

※ **受験申込入力を送信した後、土日祝日を除き3日経過してもメールが届かない場合は、人事委員会事務局までお問い合わせください。**

(4) 受験票等交付等

① 受験票等のダウンロード

5月27日（月）頃、人事委員会事務局から「受験票」と「宣誓書兼写真票」を交付します。交付の際は、登録したアドレス宛に「審査結果連絡メール（「受験票」と「宣誓書兼写真票」の交付）」が届きますので必ず確認してください。

メールが届いたら、インターネットに接続されたパソコンで「みやぎ電子申請サービス」にログインし、「受験票」と「宣誓書兼写真票」の PDF ファイルをダウンロードしてください。

※ 5月28日（火）を過ぎても「受験票」と「宣誓書兼写真票」を確認できない場合は、人事委員会事務局までお問い合わせください。

② 受験票等の印刷、宣誓欄自署、写真貼付

ダウンロードした「受験票」と「宣誓書兼写真票」を印刷（A4 サイズ、片面印刷）してください。

「宣誓書兼写真票」の「宣誓欄」に自署し、写真（第一次試験（筆記試験）時点で6か月以内に撮影したもの、縦4cm・横3cm）を貼付して「受験票」と一緒に第一次試験（筆記試験）当日に持参できるように準備をしてください。

③ 【第一次試験（筆記試験）当日】受験票等の持参、提出

第一次試験（筆記試験）当日に、「受験票」と「宣誓書兼写真票」を必ず持参してください。「宣誓書兼写真票」は当日に回収します。

※ **試験当日に宣誓書兼写真票を忘れた場合、又は写真の貼付を忘れた場合は、受験できませんので、ご注意ください。**

受験申込入力送信後は、内容の修正は一切できませんので、ご注意ください。

8. 受験に当たっての注意

(1) 第一次試験・筆記試験

- ① 受験票、宣誓書兼写真票（宣誓欄に自署、写真貼付済み）、筆記用具（HBの鉛筆数本（シャープペンシル可）・消しゴム）、時計（計時機能だけのものに限る。）を持参してください。
- ② 受験室への入室開始（予定）は、受験票に記載された集合時刻の10分前です。
- ③ 昼休みが入りますので、**昼食**を用意してください。
- ④ 仙台会場のほかに東京会場を設けています。ただし、東京会場の受験希望者が会場収容人数を超えた場合は、東京会場で受験を希望していても仙台会場で受験していただくことがあります。
- ⑤ 試験会場内（敷地内）は、禁煙です。
- ⑥ 災害等により会場の変更、試験の延期、開始時刻の繰り下げを実施する場合や、試験の内容等を変更する場合は、**仙台市ホームページ「仙台市職員採用試験情報」（10ページ参照）**でお知らせするほか、みやぎ電子申請サービス（auto-miyagi@elg-front.jp）からメールにて通知します。

※ 試験会場周辺で、有料で合格通知等の受付を行っている場合がありますが、人事委員会事務局とは一切関係ありませんので、ご注意ください。

(2) 第一次試験・第二次試験共通

- ① 試験の方法・問題は、日本国籍の人、日本国籍を有しない人全て同一です。
- ② 筆記試験（教養試験・論述試験）、適性検査の出題は、日本語の活字印刷文により行い、解答も日本語で行っていただきます。また、面接試験は、全て日本語での質問・応答です。
- ③ 試験時間中は、携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末等の使用は固く禁止します（時計の代わりに使用することも認めません。）。試験時間中に使用を確認した場合は、失格となる場合があります。
- ④ 身体の障害等のため、受験にあたり一定の配慮が必要な方は、申込入力時の通信欄にその旨を記入してください。拡大印刷問題による受験や、ルーペ・車椅子・補聴器等を使用して受験ができます（ただし、人事委員会事務局が事前に認めたものに限りです。また、補聴器について、試験時間中は補聴器の電波受信機能は使用できません。）。なお、使用する補装具は各自持参してください。
- ⑤ 第一次試験合格者については、受験資格の有無、受験申込記載事項の真否等に関して調査を行うことがあります。

9. 採用の方法

- (1) 最終合格者は、試験の種類ごとに、その試験区分別に作成される採用候補者名簿に登載された後、任命権者からの請求に応じて提示され、そのうちから採用予定者が決定されます。この名簿は、原則として確定の日から1年間有効です。
- (2) 採用予定者以外の最終合格者は、採用辞退や今後の欠員等の状況に応じて採用される採用待機者という扱いになります。
- (3) 最終合格者には、最終結果通知の際に、任命権者から、採用予定者もしくは採用待機者であることがお知らせされます。
- (4) 最近では、採用予定者は、本人辞退や本人の帰責による場合等を除いて全員採用されています。ただし、採用待機者については、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。

10. 日本国籍を有しない職員の担当職務について

日本国籍を有しない職員については、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、次のような制限があります。

- (1) 公権力の行使に該当する職務は担当できません。
公権力の行使に該当する職務とは、おおむね次のとおりです。
 - ① 市民の権利や自由を一方向的に制限することとなる職務
 - ② 市民に義務や負担を一方向的に課することとなる職務
 - ③ 市民に対し強制力をもって執行することとなる職務
- (2) 課長以上の専決の権限を有するラインの職に就くことはできません。ただし、主幹、参事、理事というスタッフの職に就くことにより局長級までの昇任が可能です。

※ 不明な点やさらに詳しく知りたい点がある場合は、人事委員会事務局までお問い合わせください。

《受験資格に関するQ & A》

Q1. 受験するために必要な学歴や免許・資格はありますか。

学歴や免許・資格の要件は特にありません。したがって、年齢、職務経験等の受験資格（→Q6参照）を満たしていれば、例えば大学を中途退学した方、又は高校卒業・中学卒業の方でも試験を受けることができます。

Q2. 「直近7年中に通算4年以上の職務経験」とは、どのような場合が該当するのですか。

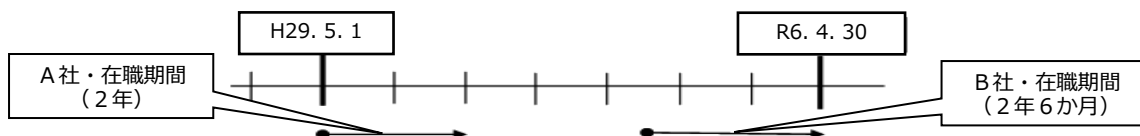
認められるケース、認められないケースの例を挙げると、次のとおりです。

※「直近7年中」とは、平成29年5月1日から令和6年4月30日までをいいます。

【例1】認められるケース

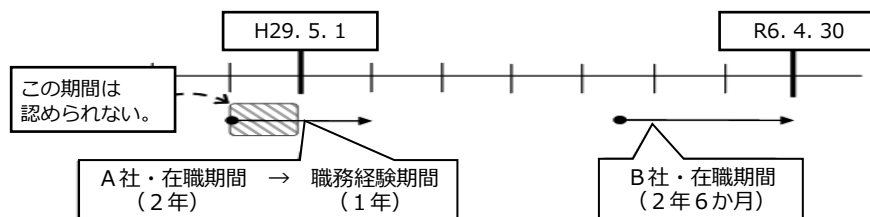
下図のように、直近7年中の勤務状況が、A社で在職期間が2年、B社で在職期間が2年6か月であった場合、職務経験はそれらの期間を通算して4年6か月となるので、「4年以上」という要件を満たします。ただし、勤務時間が週30時間未満の期間や、長期の休業・休暇の期間があれば、職務経験の期間から除きます。（→Q4参照）

なお、勤続1年未満の勤務経験の期間は、職務経験の期間として通算できません。



【例2】認められないケース

下図のように、これまでの勤務状況が、A社で在職期間が2年（うち直近7年中の期間は1年）、B社で在職期間が2年6か月であった場合、直近7年中の職務経験年数は3年6か月となり、「4年以上」という要件を満たさないことになります。



Q3. 契約社員や派遣社員の職務経験期間は通算できますか。

契約先や派遣先として同じ事業所等に継続して1年以上勤務していれば、職務経験期間として通算できます。ただし、契約先や派遣先の事業所ごとの勤務期間が1年未満である場合は、実働期間が継続していたとしても職務経験には含めることができません。

また、前の会社に籍を置いたままの出向であったことが証明できる場合は、出向前後の会社での職務期間を通算できますが、退職派遣・転籍等の場合は、通算できません。

Q4. 職務経験の期間から除かれる期間には、どのようなものがありますか。

休業等（傷病休暇、育児休業等）で実際に業務に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間を除きます（産前産後休暇の期間は通算できます。）。この場合、当該休業等の期間に引き続く前後の在職期間は職務経験として通算できます（つまり、休業等の期間分を差し引きます。）。

Q5. 勤務していた会社が倒産して、最終合格後に職歴証明書が提出できない場合、どうすればいいですか。

勤務していた会社が倒産してしまった等のやむを得ない理由で、職歴証明書が提出できない場合には、雇用時の契約書類や雇用保険受給資格証明書等、職歴が証明できる書類を提出していただきます。

Q6. 情報・土木・建築・機械・電気の職務経験には、具体的にどのような経験が該当するのですか。

該当するもの・しないものの例は、次ページの表のとおりです（ただし、「情報」「建築」「電気」区分においては、各区分で指定する試験に合格している場合又は資格を有する場合には、これらの職務の内容は問いません。）。詳しくは人事委員会事務局までお問い合わせください。

情報	該当	非該当
プロジェクト管理	○IT（情報技術）に関するプロジェクトの計画、実行、監視、予算管理、スケジュール調整といった一連のプロセスを管理する業務	▽IT部門の事務 ▽システムの販売・営業（システム構築にも従事し、ITの知識を持ち合わせている場合は除く） ▽イラスト・ロゴの制作 ▽コールセンター・ヘルプデスク等
IT技術者	○ITインフラストラクチャー（サーバー・ネットワーク等）の管理・保守・障害対応、システム又はネットワーク等のセキュリティ対策、ソフトウェアの開発・管理・最適化対応、クラウドサービスの導入・設定・管理等の業務	
ITコンサルタント	○顧客にIT関連の業務プロセス、ITインフラストラクチャー、リスク評価・管理、外部委託業者・提携先との連携に関する助言等を行う業務	
WEBサービス・制作	○ウェブサイトの開発とデザイン、データ分析・改善、運用・保守等を行う業務	
その他情報に関連した業務	○デジタル技術を活用する部門又は情報システムを所管する部門の業務 ○デジタルサービスを企画、設計、開発、実装等の業務 ○デジタルツールの活用による自社あるいは顧客の業務効率化・業務改善の提案・実装等の業務	

土木	該当	非該当
土木工事の設計又は施工管理	○道路や上下水道管の設置・改修工事、河川改修工事、その他土木構造物の築造・改修工事についての設計 ○監理技術者、現場代理人等としての施工管理（発注者支援を含む。）	▽管理業務と関わりのない現場作業 ▽土質調査 ▽測量 ▽CAD業務 ▽造園の植栽工事 ▽建築物一式の工事等
市街地開発事業その他の都市計画に関する土木に係る計画業務	○土地区画整理事業や市街地再開発事業等に関するもののうち、土木に係る計画の策定や実施	▽計画業務に関わりのない現場作業 ▽関係機関との連絡・調整等

建築	該当	非該当
建築一式工事の設計又は施工管理	○木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の設計 ○監理技術者、現場代理人等としての施工管理（発注者支援を含む。）	▽管理業務と関わりのない現場作業 ▽一の建築物についての部分的な下請工事等 ▽CAD業務
市街地開発事業その他の都市計画に関する建築に係る計画業務	○土地区画整理事業における換地計画の策定や補償業務の実施等同種業務 ○市街地再開発事業等における都市計画や権利変換計画の策定、補償業務の実施等同種業務	▽計画業務に関わりのない現場作業 ▽関係機関との連絡・調整等
建築物の確認又は検査	○建築基準法に基づく指定確認検査機関における建築確認・検査	

機械/電気	該当	非該当
施設等の機械/電気設備工事の設計又は施工管理	○建築物（戸建て住宅等の小規模なものを除く。）やプラント系施設（エネルギー、ごみ処理、上下水道等）、インフラ系施設（電話、電力、道路等）における機械/電気設備設置工事の設計又は施工管理（現場での管理・監督）等	▽管理業務と関わりのない現場作業 ▽製造業における機械/電気・電子製品の研究・開発・設計・加工・組立て・製品検査 ▽機械/電気設備にかかる情報システム開発・ソフト開発 ▽CAD業務 ▽機械/電気設備の営業・販売等
施設等の機械/電気設備の運転・監視又は維持管理	○建築物（戸建て住宅等の小規模なものを除く。）やプラント系施設（エネルギー、ごみ処理、上下水道等）、インフラ系施設（電話、電力、道路等）に設置される機械/電気設備の運転・監視、機械/電気設備全体の保守・点検・維持管理（清掃等の部分的な維持管理を除く。）	▽製造業における製造機械/電気設備の運転・操作 ▽自動車・鉄道・船舶等の運転 ▽警備員としてのシステムの監視等

受験手続その他受験に関するお問い合わせは

仙台市人事委員会事務局任用課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 TEL 022(214)4457
FAX 022(268)2942

仙台市ホームページ「仙台市職員採用試験情報」

<https://www.city.sendai.jp/ninyo/shise/shokuin/saiyo/shikenjoho/>

（仙台市に関する情報や採用試験情報等を、上記ホームページでご覧いただくことができます。）

